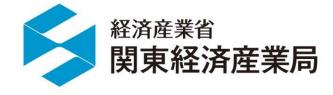
浜松商工会議所主催 オンライン施策説明会資料 (3月3日~3月9日公開)

動画1〈全体概要〉

経済産業省関連予算案等の概要について

(2022年度補助金・税制等説明会)

令和4年3月



経済産業省関係令和3年度補正予算・令和4年度当初予算案のポイント

- 経済産業省関係の補正予算と当初予算は、全体合計6兆7,836億円。
 -)補正予算と当初予算をあわせて<u>16ヶ月予算</u>として、経済産業政策を強力に推進。

【令和3年度補正予算、令和4年度当初予算額】

(単位:億円)

				(单位:18门)
	令和3年度 補正予算額	+	令和4年度 当初予算額案	令和3年度 当初予算額
一般会計(エネ特繰入れを除く)	52,388	+	3,535	3,517
うち、中小企業対策費	39,593	+	1 <mark>,</mark> 118	1,117
うち、科学技術振興費	10,101	+	1,104	1,090
うち、その他	2,694	+	1,314	1,309
エネルギー対策特別会計	3,192	+	7,181	7,454
うち、エネルギー需給勘定	3,142	+	5,521	5,724
うち、電源開発促進勘定	50	+	1,611	1,679
うち、原子力損害賠償支援勘定			49	50
特許特別会計			1,541	1,562
経済産業省関連合計	55,579	+	12,257	12,533

[※]四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再 構築、承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靭化)」にしっかり取り組んでいく。

令和4年度当初(今和3年度基正) 1.117億円(2米2.834億円) 1.118億円(3兆9.593億円)

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

■ 2022 3 までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応 じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き 万全を期す。 ● 事業復活支援金【2兆8,031.7億円】 (#12) 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【1,403.0億円】

事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令 和2年度三次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たにケリーン成長枠を設け、 売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援 するとともに、事業承継・引継ぎ・再牛を推し進める。
- 事業再構築補助金(6,123.0億円)
 - ・コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。 中小企業向け事業再編・再生支援事業【757.4億円】
 - 事業再編・再生支援を促進する官民連携ファント。の拡充等を実施。

- sa ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.2億円(新規)】
 - ・複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。
- NR 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【157.7億円】
 - ・中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。
- 事業承継・引継ぎ支援事業【16.3億円】
 - ·事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。
- 土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置
 - ・課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。
- 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補 助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デッデタル分野 に挑む事業者に対し、新たに「中小企業がリーン・デッジが見役資加速化パッケージ」 として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外 進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。
- ₩ 中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円】
 - ・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する総続的な支援を実施。
- ₩ デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【12.4億円】
 - ・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向けプランディング・プロモーション等を支援。

- ➡ 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サポイン事業)【104.9億円】
 - ・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービ*スモデル開発等の取組を支援。
- 海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)【5.5億円】 海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービ*ス開発や展示会出展等を支援。
- 😱 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)
 - ·雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。
- 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長
 - 販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規 模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引 環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営 相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く 事業環境の整備を図っていく。
- 事業環境変化対応型支援事業【130.4億円】
 - ・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げや小** (7.制度導入への対応が求められる 中小企業に対し、制度の周知やデデタル化支援・相談等を実施。
- 取引適下化等推進事業[8.0億円]
 - ・中小企業向けに、取引価格交渉ノウハウに関するセミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【40.0億円】
- ・各都道府県によろず支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- ₩ 小規模事業対策推進等事業【53.3億円】
 - ・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。
- 中小企業取引対策事業[8.5億円]
- 下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺による相談対応等を実施。
- 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業【4.6億円】
 - ・地方公共団体と連携し、中小商業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.4億円】
 - ・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10.9億円】
 - 地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

6. 災害からの復旧・復興

地方公共団体による地域企業再建支援事業 等 【合計:130.4億円】

安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- <既存予算で対応>がんばろう!商店街事業【令和2年度第3次補正:30.0億円】
- ・商店街等が行う需要喚起を目的とした(ペント等を支援。

等

令和4年度経済産業省税制関係

■中小企業·小規模事業者関係税制(案)

- 1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制
- 2. 中小企業設備投資稅制
- 3. 地域未来投資促進税制
- 4. 賃上げ促進税制(見直し・延長)
- 5. 事業承継税制に係る法人版特例承継計画の申請期限延長

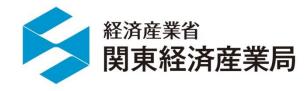
浜松商工会議所主催 オンライン施策説明会資料 (3月3日~3月9日公開)

動画2〈予算支援①〉

経済産業省関連予算案等の概要について

(2022年度補助金・税制等説明会)

令和4年3月



本日の内容

- 1. 事業再構築補助金の概要
- 2. 事業再構築指針
- 3. 令和3年度補正予算の概要

本日の内容

- 1. 事業再構築補助金の概要
- 2. 事業再構築指針
- 3. 令和3年度補正予算の概要

1-1. 第5回公募からの変更点

第5回からの変更点

(1)新事業売上高10%要件の緩和

3~5年間の事業計画期間終了後、事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件について、付加価値額の15%以上でも認めることとする。 また、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

(2)補助対象経費の見直し(貸工場・貸店舗等の賃借料)

補助事業実施期間内に工場・店舗等の改修等を完了して貸工場・貸店舗等から退去することを条件に、 **貸工場・貸店舗等の賃借料についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用(貸工場等の賃借料、貸工場等への移転費等)は補助対象経費総額の1/2を上限とする。

(3)農事組合法人の対象法人への追加

事業再構築への一定のニーズがあることを踏まえ、農事組合法人を対象法人に追加する。

1-2. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- **2020年4月以降の連続する6か月間のうち**、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、**2020年10月以降の連続する6か月間のうち**、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。
- 売上高に代えて、**付加価値額を用いることも可能**です。詳しくは公募要領をご参照ください。

(2) 事業再構築に取り組む

● 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する(P10参照)。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人 当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

1-3. 予算額、補助額、補助率(通常枠、卒業枠、グローバルソ字回復枠)

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1,485億円が計上されています。
- 現在第4回公募まで終了しており、今年度は第5回公募まで実施します。

通常枠の補助額・補助率

従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円~4,000万円	中小企業:2/3 (6,000万円超は1/2)
21~50人	100万円~6,000万円	
51人以上	100万円~8,000万円	中堅企業:1/2 (4,000万円超は1/3)

卒業枠・グローバルV字回復枠の補助額・補助率

申請枠	補助対象者	補助額	補助率
卒業枠	中小企業	6,000万円超~1億円	2/3
グローバルV字回復枠	中堅企業	8,000万円~1億円	1/2

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業向けの特別枠。

グローバルV字回復枠とは

100社限定。売上高が15%以上減少しており、グローバル展開を果たす事業を通じて、付加価値額年率5.0%以上増加を達成することを通じてV字回復を果たす事業者向けの特別枠

【注】「卒業枠(中小企業)」と「グローバルV字回復枠(中堅企業)」については、不採択の場合、それぞれ「通常枠」で再審査されます(「通常枠」の補助額の範囲内)。

1-4. 予算額、補助額、補助率(大規模賃金引上枠)

- 多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象とした申請類型で、最大1億円まで支援します。
- ●「大規模賃金引上枠」で不採択となったとしても、「通常枠」で再審査します。

大規模賃金引上枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件(P3参照)を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、<u>事業場</u>内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、<u>従業員</u> 数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助対象者	補助金額	補助率
従業員数101人以上の 中小企業・中堅企業	8,000万円超~1億円	中小企業: 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業: 1/2 (4,000万円超は1/3)

「大規模賃金引上枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

【注】「大規模賃金引上枠」は、150社限定となります。

1-5. 予算額、補助額、補助率(最低賃金枠)

- 最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象とした「最低賃金枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「最低賃金枠」は、加点措置を行い、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優 遇されます。

最低賃金枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件(P3参照)を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が** 全従業員数の10%以上いること
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること
- ※売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円~500万円	
6~20人	100万円~1,000万円	中小企業: 3 / 4 中堅企業: 2 / 3
21人以上	100万円~1,500万円	11 至止未:2/3

- ○「最低賃金枠」は、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優遇されます。
- ○「最低賃金枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

1-6. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他: 資本金3億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人

卸売業: 資本金1億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

小売業: 資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人

サービス業: 資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、 中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、農事組合法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

1-7. 補助対象経費

- 事業拡大につながる事業資産(有形・無形)への相応規模の投資をしていただくことと なります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。

(1)補助**対象**経費の例

第5回から追加

- ●建物費(建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復、貸工場・貸店舗等の賃借料
- ●機械装置・システム構築費(設備、専用ソフトの購入やリース等)、クラウドサービス利用費、運搬費
- ●技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、知的財産権等関連経費
- ●外注費(製品開発に要する加工、設計等)、専門家経費 ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- ●広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)
- ●研修費(教育訓練費、講座受講等)

【注】 一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合は、原則として本事業の支援対象にはなりません。

(2)補助対象外の経費の例

- ●補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- ●不動産、株式、公道を走る車両、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)の購入費
- ●フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

1-8. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、<u>合理的で説得力</u>のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、<u>認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定</u>してください。認定経営革 新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

(1) 事業計画に含めるべきポイントの例

- ●現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- ●事業再構築の具体的内容(提供する製品・サービス、導入する設備、工事等)
- ●事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- ●実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画(付加価値増加を含む)



具体的な審査項目は、公募要領に掲載されています。事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性、イノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となっています。

(2)認定経営革新等支援機関とは

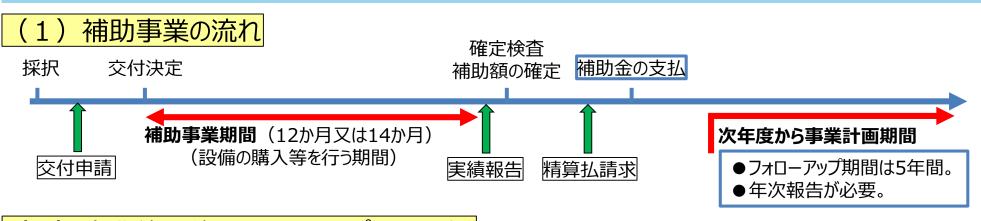
https://ninteishien.force.com/NSK CertificationArea



- ●認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- ●全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- ●中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

1-9. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。概算払制度を設けますが、 補助金交付要綱等に基づき、使途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、 経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。



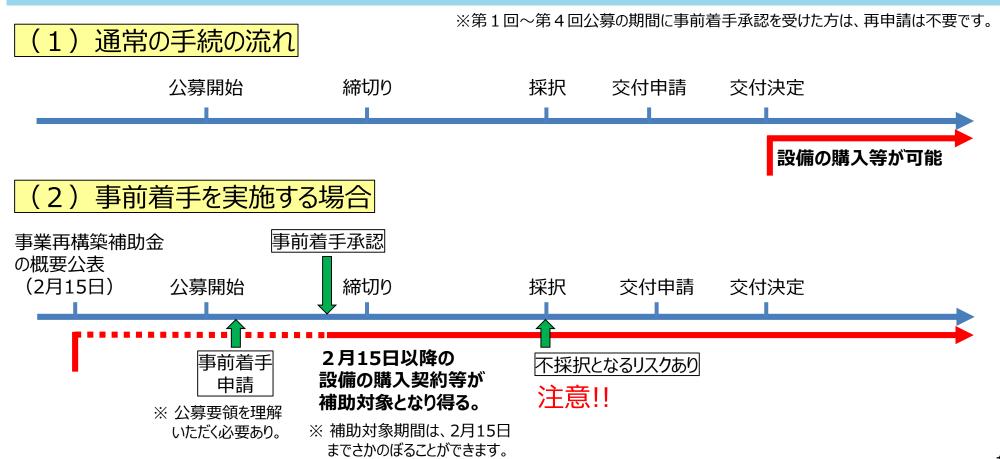
(2) 事業終了後のフォローアップ項目の例

- ●事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認
 - ※「大規模賃金引上枠」では、事業計画期間終了時点において、当該枠の要件(P5参照)を満たせなかった場合、通常枠の補助上限額との 差額分の返還を求めます。
 - ※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。
 - ※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。
- ●補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

1-10. 事前着手承認制度(第6回公募以降見直し予定)

- 補助事業の着手(購入契約の締結等)は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、令和3年2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。



1-11. スケジュールと準備

- 第5回公募が、1月20日(木)に公募開始されました。公募期間は1月20日から3 月24日までです。また、申請受付は2月17日から開始されております。
- 令和4年度、さらに3回程度公募の実施を予定しております。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

申請に向けた準備

●電子申請の準備

申請はjGrants(電子申請システム)で受け付けます。 GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。 GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 https://gbiz-id.go.jp/top/

なお、本事業では、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能です。 (詳細は、公募要領をご覧ください。)

●事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

●認定経営革新等支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

1-12. 注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。
 ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、 法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

●事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、<u>補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります</u>。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター又はサポートセンター (P21参照) にお問い合わせください。

【参考】「GビズID」ヘルプデスク 0570-023-797、「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 mail: jgrants@meti.go.jp

●重複案件への注意

他の法人・事業者と同一又は酷似した内容の事業を故意又は重過失により申請した場合、<u>不採択又は</u> <u>交付取り消し</u>となり、<u>次回以降の公募への申請ができなくなります</u>ので、十分ご注意ください。

●悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した<u>高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください</u>。

本日の内容

- 1. 事業再構築補助金の概要
- 2. 事業再構築指針
- 3. 令和3年度補正予算の概要

2-1. 事業再構築指針について

中堅企業グローバルV字回復枠

- 「<u>事業再構築指針</u>」(以下「指針」)は、事業再構築補助金の支援の対象を明確化 するため、「事業再構築」の定義等について、明らかにしたものです。
- ■「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は 「事業再編」の5つを指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型 に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。
- また、指針では、これに加え、<u>中小企業卒業枠</u>及び<u>中堅企業グローバルV字回復枠</u>の要件についても定めています。



…中堅企業が、コロナで大きな影響を受けたが、海外展開をして、業績のV字回復を目指す 16

2-2. 事業再構築の類型と要件について

事業再構築の各類型と申請に当たってお示しいただく内容の全体像は、以下のとおりです。

事業再構築の類型	必要となる要件	
新分野展開	①製品等の新規性語	要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件
事業転換	①製品等の新規性語	要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
業種転換	①製品等の新規性	要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
業態転換	製造方法の変更の場合	①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件、④売上高10%要件
	提供方法の変更の場合	①製造方法等の新規性要件、③商品等の新規性要件又は設備撤去等要件、④売上高10%要件
事業再編	①組織再編要件、②	②その他の事業再構築要件

要件名	申請に当たってお示しいただく内容	参照ページ
製品等(製品・商品等)の 新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②製造等に用いる主要な設備を変更すること、 ③定量的に性能又は効能が異なること(※1)	P18~19
市場の新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	P20~21
売上高10%要件	新たな製品等の(又は製造方法等の)売上高が総売上高の10%以上となること	※ 3
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業(又は業種)が売上高構成比の最も高い事業(又は業種)となること	※ 3
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること、 ③定量的に性能又は効能が異なること(※ 2)	P22~23
設備撤去等要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの	% 3
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと	※3
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	各類型

2-3. 製品等の新規性要件について

- ●製品等の新規性要件
- ①過去に<u>製造等した実績がないこと</u>②主要な<u>設備を変更すること</u>③<u>定量的性能又は効能が異なること</u>(計測できる場合)の3点を事業計画においてお示しください。

製品等の新規性要件についてお示しいただく事項

①過去に製造等した実績がないこと

過去に製造等していた製品等を再製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。 過去に製造等した実績がないものにチャレンジすることをお示し下さい。

②製造等に用いる**主要な設備を変更**すること

既存の設備でも製造等可能な製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③ 定量的に性能又は効能が異なること(製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。)

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製品等であることをお示し下さい。

(例:既存製品と比べ、新製品の強度、耐久性、軽さ、加工性、精度、速度、容量等が、X%向上する等)

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性(日本初・世界初)ではありません。 2020年4月以降に新たに取り組んでいる事業について、「新規性」を有するものとみなします。

18

2-4. 製品等の新規性要件を満たさない場合

製品等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製品等の新規性要件を満たさない場合

- ①「過去に製造等した実績がないこと」を満たさない場合
 - 過去に製造等していた製品等を再製造等する場合は製品等の新規性要件を満たしません。
 - (例) 過去に一度製造していた自動車部品と同じ部品を再び製造する場合。
- ②「製造等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合
 - (※) 新たな投資を必要とせず、単に商品ラインナップを増やすような場合は要件を満たしません。
 - 既存の製品等の製造等に必要な主な設備が、新製品等の製造等に必要な主な設備と変わらない場合は製品等の新規性要件を満たしません。
 - (例) これまでパウンドケーキの製造の際に用いていたオーブン機器と同じ機械を、新商品である焼きプリンの製造に使用する場合。
- ③「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合(製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。)
 - 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は製品等の新規性要件を満たしません。
 - (例) 従来から製造していた半導体と性能に差のない半導体を新たに製造するために設備を導入する場合。

4その他の場合

- 上記の他、「既存の製品等の製造量等を増やす場合」や「事業者の事業実態に照らして容易に製造等が可能な新製品等を製造等する場合」、「既存の製品等に容易な改変を加えた新製品等を製造等する場合」、「既存の製品等を単純に組み合わせただけの新製品等を製造等する場合」にも製品等の新規性要件を満たしません。
 - (例) 自動車部品を製造している事業者が、単に既存部品の製造量を増やす場合。
 - (例)自動車部品を製造している事業者が、新たに製造が容易な□ボット用部品を製造する場合。
 - (例) 自動車部品を製造している事業者が、新たに既存の部品に単純な改変を加えて□ボット用部品を製造する場合。
 - (例) 自動車部品を製造している事業者が、既存製品である2つの部品を単に組み合わせたロボット用部品を製造する場合。

2-5. 市場の新規性要件について

●市場の新規性要件

『既存製品等と新製品等の代替性が低いこと』

を事業計画においてお示しください。

市場の新規性要件についてお示しいただく事項

○既存製品等と新製品等の代替性が低いこと

市場の新規性要件を満たすためには、新製品等を販売した際に、既存製品等の需要が単純に置き換わるのではなく、売上が販売前と比べて大きく減少しないことや、むしろ相乗効果により増大することを事業計画においてお示しください。

(例) 日本料理店が、新たにオンラインの料理教室を始める場合、オンライン料理教室を始めたことにより、日本料理店の売上は変わらない(むしろ宣伝による相乗効果により上がる)と考えられることから、市場の新規性要件を満たすと考えられる。

2-6. 市場の新規性要件を満たさない場合

市場の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

市場の新規性要件を満たさない場合

- ○「既存製品等と新製品等の代替性が低いこと」を満たさない場合
 - 既存の製品等とは別の製品等だが、対象とする市場が同一である場合(新製品等を販売した際に、既存製品等の需要がそのまま代替され、その売上が減少する場合)は市場の新規性要件を満たしません。
 - (例) アイスクリームを提供していた事業者が、新たにかき氷を販売するが、単純に従来の顧客がアイスクリームの代わりにかき氷を購入することを 想定する事業計画を策定した場合、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。
 - 既存の製品等の市場の一部のみを対象とするものである場合は市場の新規性要件を満たしません。
 - (例) アイスクリームを提供している事業者が、バニラアイスクリームに特化して提供するが、単純に従来の顧客が新たに提供するバニラアイスクリームを購入することを想定する事業計画を策定した場合、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性(日本初・世界初)ではありません。

2020年4月以降に新たに取り組んでいる事業について、「新規性」を有するものとみなします。

2-7. 製造方法等の新規性要件について

- ●製造方法等の新規性
- ①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと ②主要な設備を変更すること
- ③定量的に性能又は効能が異なること
 - の3点を事業計画においてお示し下さい。

製造方法等の新規性要件についてお示しいただく事項

①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと

過去に製造等していた方法と同じ方法で製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。過去に実績がない方法で製品等を製造等することにチャレンジすることをお示し下さい。

②新たな製造方法等に用いる**主要な設備を変更**すること

既存の設備でも製造等可能な方法で、製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな方法で製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③ **定量的に性能又は効能が異なる**こと(製造方法等の性能や効能が定量的に<u>計測できる場合</u>に限る。) 性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製造方法等が有効であることをお示し下さい。

(例:既存の製造方法と比べ、新たな製造方法の方が、生産効率、燃費効率等がX%向上する等)

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性(日本初・世界初)ではありません。

2020年4月以降に新たに取り組んでいる事業について、「新規性」を有するものとみなします。

2-8. 製造方法等の新規性要件を満たさない場合

製造方法等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製造方法等の新規性要件を満たさない場合

- ①「過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと」を満たさない場合
 - 過去に製品等を製造等していた方法により、改めて製品等を製造等する場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。 (例) 衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業を拡大する場合。
- ②「新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合
 - 既存の製造方法等に必要な主な設備が新たな製造方法等に必要な主な設備と変わらない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
 - (例) 衣料品販売店が、従来の商品を単に既存のECサイトを用いて販売網を拡大するなど、新たな設備投資を伴わない場合。
- ③「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合(製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。)
 - 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。 (例)工場の無人化を図るためにデジタル技術を導入する計画を立てたが、従来と比べて生産性の向上が何ら見込まれない場合。

本日の内容

- 1. 事業再構築補助金の概要
- 2. 事業再構築指針
- 3. 令和3年度補正予算の概要

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業目的·概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や 業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

● 事業終了後3~5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること(グリーン成長枠を除く)
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること (補助額3,000万円超は金融機関も必須) 等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保 が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、	中小3/4、
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り 組む事業者に対する支援)	1,500万円 (※2)	中堅2/3
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、
大規模賃金引上枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上 げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向 上させる事業者に対する支援)	1億円	中堅1/2 (※3)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解 決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1)補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 6,000万円超は1/2 (中小のみ)、4,000万円超は1/3 (中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費(一部の経費については上限等の制限あり) 25

3-1. 事業再構築補助金の見直し・拡充(令和3年度補正予算)

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が<u>コロナ以前と比較して5%以上</u> 減少していること」を撤廃し、「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、**コロナ以前と比較して10%以上減** 少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者 (※ 1) や**事業再生に取り組む事業者** (※ 2) を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円 (※ 3) まで、**補助率を3/4に引上げ** (通常枠は2/3) 手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこととし**、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い緊急事態宣言特別枠は廃止。

(※1) 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少 `

(※2) 再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定(詳細な要件は検討中)

(※3)従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象(※)に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた(従来は1億円)新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

(※) 事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上(通常枠は3.0%以上)の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の<u>4,000万円、6,000万</u> <u>円8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8000万円に見直し</u>。

5. その他運用改善等

①引き続き継続 ②第5回から

- ① **最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は維持**し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- ② 事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件について、付加価値額の15%以上でも認めることとするとともに、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

26

3-2. グリーン成長枠の創設

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた新たな申請類型を創設する。売上高10%減少要件を課さない。
- なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止する。

グリーン成長枠の対象となる事業者

- ①事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること (補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ②補助事業終了後3~5年で**付加価値額の年率平均5.0%以上増加**又は 従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること (※通常はそれぞれ年率平均3.0%以上増加)
- ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと

補助上限額•補助率

中小/中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円~1億円	1/2
中堅企業	100万円~1.5億円	1/3

グリーン成長戦略(概要)

(令和3年6月18日策定)

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。 この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。 これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。



洋上風力・ 太陽光·地熱

- 2040年、3,000~4,500万2050年、2,000万トン kWの案件形成(洋上風力)
- ・2030年、次世代型で14 円/kWhを視野(太陽光) 1

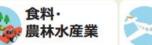


2050年、カーボンニュー トラルポートによる港湾や、 建設施工等における脱 炭素化を実現



水素・ 燃料アンモニア

- 程度の導入[水素]
- 東南アジアの5,000億 円市場【燃料アンモニア】 2



• 2050年、農林水産業 における化石燃料起源 のCOっゼロエミッション化 を実現



次世代 熱エネルギー

• 2050年、既存インフラ に合成メタンを90% 注入

航空機

段階的に技術搭載



原子力

2030年、高温ガス炉の カーボンフリー水素製造 技術を確立



自動車· 蓄雷池

2035年、乗用車の 新車販売で電動車 100%



半導体· 情報通信

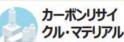
· 2040年、半導体· 情報通信産業の カーボンニュートラル化



船舶

2028年よりも前倒しで ゼロエミッション船の商業 運航実現





- 2030年以降、電池 • 2050年、人工光合成 などのコア技術を、 プラを既製品並み[CR]
 - ゼロカーボンスチールを実 現【マテリアル】



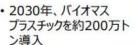
住宅·建築物 次世代電力 マネジメント

· 2030年、新築住宅·建 築物の平均でZEH・ ZEB[住宅·建築物]

12



資源循環関連



13



2050年、カーボンニュー トラル、かつレジリエントで 快適なくらし

14

事業再構築補助金【グリーン成長枠】の想定活用例

自動車部品 製造

> ガソリン車向けのバッテリーボックス (バッテリーの温度変化を 抑制する部品) を製造する事 業者。

> 低炭素社会への対応が求められる中、EV用部品市場への参入を検討。



断熱性を高める研究開発を行い、電気自動車のセル電池間の熱伝導を防止する、リチウムイオンバッテリーの断熱材を新たに製造。

断熱性の向上により、従来製品より長寿命化も可能となり、昨今の電気自動車市場の拡大を受け、大量生産による低価格化にも取り組む。





補助経費の例:事業圧縮にかかる**設備撤去**の費用

研究開発のための新規設備導入にかかる費用 など

情報サービス業

<u>ニュースアプリの運営を行って</u> いる事業者。

顧客情報が蓄積されており、情報を有効活用できる新規事業 を検討。



日々の生活における行動情報等からCO2に関する消費情報を計測・集約・解析し、 どうすればCO2の排出が減らせるか提案するアプリを作成する。

作成にあたっては、環境の専門家に従業員の研修やアプリ内容の監修を依頼。 企業・個人に広く販売し、温室効果ガス削減に取り組む企業・個人をサポートしていく。



CO2削減に資するアプリの開発・運営

ニュースアプリ運営

補助経費の例:アプリデザインの外注にかかる費用

システム開発のための専用ソフトウェア購入にかかる費用

従業員に**研修を受けさせるための費用** など

予算支援①:制度に関するお問合せ先

事業名	担当課室	電話番号
中小企業等事業再構築促進事業	中小企業課	048-600-0321

予算支援①:補助金申請詳細に係るお問合せ先

事業名	コールセンター	電話番号
中小企業等事業再構築促進事業	事業再構築補助金事務局	0570-012-008

浜松商工会議所主催 オンライン施策説明会資料 (3月3日~3月9日公開)

動画2〈予算支援①・補足〉

経済産業省関連予算案等の概要について

(2022年度補助金・税制等説明会)

令和4年3月



本日の内容

- 1. グリーン成長枠の創設(複数回採択)
- 2. 事前着手承認制度の対象期間見直し

本日の内容

- 1. グリーン成長枠の創設(複数回採択)
- 2. 事前着手承認制度の対象期間見直し

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業目的·概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や 業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- ●特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

● 事業終了後3~5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること(グリーン成長枠を除く)
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること (補助額3,000万円超は金融機関も必須) 等

補助金額·補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保 が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、	中小3/4、
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り 組む事業者に対する支援)	1,500万円 (※2)	中堅2/3
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、
大規模賃金引上枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上 げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向 上させる事業者に対する支援)	1億円	中堅1/2 (※3)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解 決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1)補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 6,000万円超は1/2 (中小のみ)、4,000万円超は1/3 (中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費 (一部の経費については上限等の制限あり)

1-1. グリーン成長枠の創設

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、補助上限額 を最大1.5億円まで引き上げた新たな申請類型を創設する。売上高10%減少要件を課 さない。
- ◆ なお、これに伴い<u>卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止</u>する。

グリーン成長枠の対象となる事業者

- ①事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること (補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ②補助事業終了後3~5年で**付加価値額の年率平均5.0%以上増加**又は 従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること (※通常はそれぞれ年率平均3.0%以上増加)
- ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと

補助上限額•補助率

中小/中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円~1億円	1/2
中堅企業	100万円~1.5億円	1/3

1-2. グリーン成長枠の創設(複数回採択)

- 事業再構築補助金では、1事業者につき支援を受けることが出来る回数は1回に限られますが、グリーン成長枠については、特例的に、過去支援を受けたことがある事業者も再度申請することを可能とし、採択された場合には支援を受けることが可能となります。
- 但し、支援を受けることができる回数は2回を上限とします。

第1回~第5回公募 第6回~第8回公募

1回目の申請・採択

既に過去の公募回で採択され、 交付決定を受けて事業再構築に取り組んでいても

2回目の申請・採択

グリーン成長枠に限り、再度申請を行うことが可能。

(注) 支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

- ①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築であること**の説明資料
- ②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があることの説明資料
- →通常の審査に加え、<u>一定の減点</u>を受けたうえで、**これらの資料ついても考慮**したうえで採否を判断する。

本日の内容

- 1. グリーン成長枠の創設(複数回採択)
- 2. 事前着手承認制度の対象期間見直し

2-1. その他の運用見直し

1. 補助対象経費の見直し(建物費・研修費)

第6回公募から

- ① 「**建物費**」については、**原則、改修の場合に限る**こととし、**新築の場合には、一定の制限**を設ける。
- ②「**研修費**」については、補助対象経費総額の1/3を上限とする。

2. 補助対象経費の見直し(貸工場賃借料)

第5回公募から

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、**貸工場の賃借料 (こついても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用(貸工場の賃借料、貸工場への移転費等)は補助対象経費総額の1/2を上限とする。

3. 複数企業等連携型の新設

第6回公募から

1者あたり各申請類型の上限額を上限として、**最大20社まで連携して申請することを認める**こととし、一体的な審査を行う。この場合、<u>売上高10%減少要件</u>は、①<u>各者で要件を満たす</u>こと、②<u>連携体合算</u>で要件を満たすこと(ただし同月を用いる)のいずれかを満たすことで要件を満たすこととする。

4. 事前着手の対象期間の見直し

第6回公募から

事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直し、2021年12月21日以降とする。

(注) 既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなく なる場合がありますのでご注意ください。

2-2. 事前着手承認制度の対象期間見直し

- 事前着手の対象期間の始期が現在の2021年2月15日から見直され、2021年12月 21日となります。
- 既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

事前着手を実施する場合



予算支援①:制度に関するお問合せ先

事業名	担当課室	電話番号
中小企業等事業再構築促進事業	中小企業課	048-600-0321

予算支援①:補助金申請詳細に係るお問合せ先

事業名	コールセンター	電話番号
中小企業等事業再構築促進事業	事業再構築補助金事務局	0570-012-008